

七 宗教・社寺

1 本末制

(一)〔曹洞宗寺院本末牒〕 延享二年

一派本山

能登国鳳気至郡櫛比

一御朱印諸法度

諸獄山総持寺

総持寺山内五院

一通幻開山

妙高庵

(中略)

末寺之二

能登国鳳気至郡櫛比

通幻派

妙高庵末

同国南条郡宅良

慈眼寺

(中略)

末寺之三

越前国南条郡宅良

通幻派

慈眼寺末

一御朱印二拾四石

丹波国氷上郡御油村

円通寺

(中略)

丹波国氷上郡御油村

円通寺末

一除地

但馬国城崎郡豊岡

養源寺

(中略)

但馬国城崎郡豊岡

養源寺末

一除地

但馬国城崎郡豊岡町

自性院

一除地

同国同郡郷野村

徳養寺

一除地

同国同郡日撫村

正福寺

一 除地	同国同郡祥雲寺村	万 休庵
一 除地	同国同郡野上村	帶 雲寺
一 除地	同国同郡庄境村	極 楽院
一 除地	同国同郡大篠岡村	全 勝寺
一 除地	同国同郡下宮村	金 勝寺
一 除地	同国同郡野上村	一 乘院
一 除地	同国同郡同所	龍 雲院
一 除地	同国同郡小島村	長 源寺
一 除地	同国同郡来日村	觀 音寺
一 除地	同国同郡簸磯村	福 泉寺
一 除地	同国同郡木内村	瑞 峰寺
一 除地	同国同郡伊賀谷村	知 足庵
一 除地	同国同郡宮井村	光 雲寺
一 除地	同国同郡福田村	新 宮寺
一 除地	同国気多郡佐田村	常 光寺
一 除地	同国同郡上郷村	頼 光寺

一 除地 同国同郡土居村 長見寺

一 除地 同国同郡府市場村 善応寺

一 除地 同国養父郡八鹿村 永源寺

一 除地 同国同郡八鹿一步村 豊楽寺

一 除地 同国同郡大江村 養泉寺

(下略)

(二) 寛永本末帳

(1) 〔京本隆寺諸末寺の覚〕

(上略)

但馬出石

妙福寺

同広原

妙成寺

同九日

妙経寺

同養父郡

養仙寺

(中略)

寛永十年正月廿八日

京御奉行様

本隆寺

日叡

(3) 〔京都立本寺諸末寺の覚〕

(中略)

但馬国豊岡立正寺

但馬国伊豆郡

本光寺

(中略)

寛永十癸酉年極月吉日

具足山立本寺

日遙

(2) 〔時宗藤沢末寺帳〕

御朱印有之
百石

(中略)

但馬

相州藤沢道場

清浄光寺

九日市

西光寺

竹野

興長寺

華洛法華宗開山

(4) 〔京妙顕寺末寺張〕^(帳)

妙顕寺日像菩薩門流^{菜園}三石有之

妙覚寺 第六代分出

立本寺 第七代分出

本能寺 同代

寛永十癸酉年

三月朔日

相州藤沢

清浄光寺

妙蓮寺 同代

本隆寺 第八代分出

妙顯寺末寺分如左、

(中略)

但馬国

出石

經王寺 又末寺有、

竹田

妙泉寺

九日(勝妙)

妙勝寺

赤花

法花寺

本行寺

(中略)

日饒

寛永第十癸酉曆極月朔日

(三) 〔元禄六年武州八王子成就院一件ニ付諸国

真言宗古義一派エノ廻状〕

(上略)

但馬国

(中略)

諸国真言宗古義一派エ申触候覚

(中略)

真言宗義一派中

(中略)

城崎郡田結村

一花藏山(華)

西光寺深澄

酉ノ九月廿五日午ノ刻ニ着、同日未ノ刻金剛寺へ達ス、

城崎郡豊岡

一智見山(光)

金剛寺政尊

酉ノ九月廿五日申ノ刻着、同日申ノ過ニ尾崎円福寺へ送ル、

城崎郡豊岡

一面崎山(尾)

円福寺源智

酉九月廿五日酉ノ刻着、廿六日卯刻、聖意宝城寺へ送ル、

城崎郡豊田(岡)

一勝利山

宝城寺伝政

酉ノ九月廿六日辰ノ上刻ニ着、同日辰ノ中刻ニ鎌田文常寺エ送ル、

城崎郡鎌田村
一松尾山
文常寺寛陳

酉ノ九月廿六日辰ノ下刻到着、同日巳ノ上刻ニ妙楽寺へ送ル、

城崎郡
一末代山
妙楽寺維尊

酉ノ九月廿六日未ノ中刻ニ到来、同日申ノ刻長楽寺へ送ル、

気多郡清冷寺村
一野王山
東楽寺繼賢

酉ノ九月廿六日未ノ中刻ニ到来、同日申ノ刻長楽寺へ送ル、

(中略)

^(美含郡)
同郡本見塚村
^(進見山)
一真美山
常光寺重恵

酉ノ十月十日ニ請取、尔十一日ニ蓮華寺へ遣シ候、

(中略)

高野山学侶
年 預 坊

九月 日

但馬国真言宗古義一派中

(四) 〔新編法華靈場記三〕 恵光山本隆寺

当寺も同じく妙顕寺より分れ、日像菩薩の法流なり、即常不輕院日真聖人の御開基にて、後土御門の御宇長享二年に建立なり、上古の寺地は、壬生のあたり、中比は聚楽にあり、然るに太閤秀吉新君の城を築給へるみぎり、今の地に遷さしめ給ふ、

真聖弘通

(中略)

開山聖人(中略)

それより但馬の国九鹿といひし所に、一寺を修して、妙経寺と号し給ふ、是又大場にて諸堂数を尽し僧坊歴々と軒をならぶ、今は荒廢し、其礎跡はかなくも無主庵となり侍りき、只なげかしきは時災也、

(中略)

近 曰、師諱日真、字惠光、中山親通別腹之子也、未僧形頃、在于三井寺、甫十二歳、離園城寺入龍華院、而即其年落飾、学竺典霽上人、而学業大成也、師自是誓欲為弘化、先赴北国之地、弘宗之因、立義之縁、随佗意方便、而引愚導賢、所改宗者万余人、建立教場、著述数品、永禄元年戊子三月廿九日真公逝、以為法嗣、寺附属日鎮焉、

(中略)

曼茶羅湯

師北国御弘通の砌、但馬の国湯の島といひし所に赴給ふ、此所の療湯涌上る事、甚つよく、熱き事又忍びがたし、かゝるがゆへに、病人適々行むかへども、一足を入侍る事かなはず、師是を見給ひ、やがて曼茶羅をあそばして、湯泉に志づめ給へば、其より滑然として和ぎ、病人四方よりつどひ集り、偏に真師の徳行を貴

む、こゝをもつて今の代までも曼茶羅の湯といひ侍りぬ、されば此所に一旧寺あり、彼是真師の行業に伏して、遂に是も末寺となり、本住寺と改ける、

○『新編法華靈場記』は『法華靈場記』(貞享三年跋)の別本。

(五) 「福成寺末寺帳」 福成寺蔵

(表紙)

元録^(禄)七甲戌年

当山現住正岸師代

配下末寺創立年時記

「」は異・後筆。へは抹消箇所

「播磨殿御代根帳御改に付、上る、古大和守殿御改の根帳如此也、他領は書不上候也、控也」

^(興正寺) 興門様御下の分

小出播磨守殿城下出石郡^(私)広原庄内

福成寺正岸

小出播磨守殿領内出石郡尾崎村

善立寺正伝

西宗寺正永

「元禄三年寺号御免」

勝林寺性海

同領内同郡久畑町

木瑞

「万治二亥の八月四日西方寺を

善教寺順誓

「久畑枝村道場、貞享四卯の九月に月番大槻安右衛門

善教寺と改□折紙用其儘替之」

高福寺円海

殿へ申達し久畑へ引、竹木拝領、中村より材木無之由

長専寺了順

にて切せ不申、郡奉行竹村源丞殿(之)よりは相不被申付、

「寛文三卯二月十三日休加、浄徳寺と改也」

他大工仁右衛門建る、三度越し滞留数日に及、光蓮寺

浄徳寺正専

と改、説道、元(元禄)の十丑(月)十三日」

右六ヶ寺境内末寺

同領内同郡中村

三郎右衛門

「元禄四未の秋、病立故寺役不罷成候間免申様にと訴

同所いもし町福成寺通寺

西方寺休岸

訟に付、被取上祖父八郎右衛門に当分申付候、」

気多郡西下(郷)殿村八木勘十郎殿領内

真光寺秀山

同領内同郡同村

五兵衛

城崎郡舟谷村京極甲斐守領内

清蓮寺正玄

「江戸へ下り上り不申、旦那の内窓右衛門当分支配、

「父正知代に銀山(糸井巻)より木仏・寺号を調候て清蓮寺と名

大破也、」

乗申候、直参也。御うら火福成寺下とは無御座候、

同領内同郡東里村

忠右衛門

「ひかへに孫左衛門有之候、」

「教円跡、末子忠右衛門に申付る、忠右衛門一助先

世 祖、中奥文七預り、作藏先代」

近 気多郡同領内土淵村

清 玄

久畑跡事同し」

「与三兵衛事也」

竜野屋太郎兵衛当分預り

「清玄跡、正玄と改る」

〈出石郡同領内島村〉

西宗寺下

同領内同郡同村

太郎左衛門

「絶果申也」

(マ)

『道場絶申候』

同郡同領内同村西宗寺下

弥右衛門

同領内同郡堀村

六郎右衛門

同郡同領内丸谷村西宗寺下

玄 栄

「宗円跡也」

同郡同領内出合村勝林寺下

徳右衛門

京極甲斐守殿領内名佐谷目坂村 太郎左衛門

丁円、相果申候に付、徳右衛門入遣申候、

「元の七戌十月十日、宗忍跡、又宗忍と願之付る」

同郡同領内小谷村勝林寺下

徳太夫

「元の八」

「教円、果る、孫入る也」

同領内同郡椒中村

五郎兵衛

養父郡同領内小田村勝林寺下

三郎右衛門

「元」 「宗徳跡也」

「宗慶と改る」

〈京極甲斐守殿領内名佐内町村

与兵衛

祖父八郎右衛門に当分申付候也

道場絶申候

気多郡同領内加や村善教寺下

与兵衛

同郡小出播磨守殿領内『手辺町』 「新村」

養父郡同領内岩才村善教寺下

久右衛門

〔府中〕〔備〕
「府の一瑞より新村へ引、

太郎兵衛

「教念跡へ久右衛門入る」

気多郡杉原四郎左衛門殿領内河合村善教寺下

「絶果申候」

市兵衛

気多郡（同領内）「京極甲斐守殿領内」佐野村

善教寺下

休 円

城崎郡京極甲斐守殿領内豊岡三坂村

「延宝元丑の三月、新町へ引」

高福寺下、古帳には五兵衛と有、安楽寺正哲

「本末の争にて元禄七戊の三月東へ走る」
（東本願寺）

出石郡小出播磨守殿領内日野辺村長専寺下

一 円

「元禄七二月迄能有候庄右衛門相果申に付、太郎兵衛

より当分一円入くれ候様にと被望候に付、三月中旬入

申候」

同郡同領内佐々木村（下）

「絶果申候」

存 久 果る

「丹後・丹波・因州除候、末寺廿七ヶ寺の分は新帳に

不載、元禄七五月十三日に上る」
（年）

（六）〔清蓮寺約定書〕 福成寺藏

指上げ申一札の事

一 清蓮寺後住の義に付、師且共段々申分御座候へ共、

椒中村宗慶・目坂村太郎左衛門取（あつかい）暖にて正意儀首尾

能致隠居、私後住相勤申管に被申上、尤正意儀親に

仕、亀之助を私養子に仕、寺役相勤申時節、寺引渡

し申筋に相済申候事、

一 舟谷村道場の事、根元無紛福成寺御末寺に御座候、

清蓮寺木仏・寺号の事は糸井谷銀山に有之候へ共銀

山つぶれ申候に付、三拾六年前に木仏・寺号（まが）カイ

調御守り仕候、其故、木仏・寺号の御札に福成寺下

とは無御座候事、

一 御宗門の御（代）佐法并に福成寺よりの御下知万般、急度

世 相守り可申候、於相背申は如何様共可被仰付候、為
近 後日如件、

元禄拾弐年

清蓮寺 祖伝

卯六月十一日

隠居 正玄

同 正意

福成寺様

(七) 〔遠看山帶雲禪寺古今略記〕

岡田仁右衛門氏藏

(上略) 山内有二十余支院、其列院之目、今大半存口碑耳。所謂一乘院・竜雲院・靈光院・自慶院・仙洞庵・正福寺・閑楽寺・光永寺・靈梅軒等也。(中略) 正福・閑楽二寺、讓其号於他、其余亡而旧記存耳。(中略) 寛文年中、養源四世徳外和尚隠住当利由寺、帶雲無本末礼、竟支附養源且□、去開山并世系十人余之本主、以

養源二代南洲禪師、為開山祖、環室和尚為之二世、自居三世。(下略)

(明治十二年)

○寺号を譲られた正福寺は元禄十四年、日撫の現位置で曹洞宗養源寺末として再生、現在に至る。閑楽寺は享保十二年に興国寺(黄檗宗)末として今森の地に引継がれ、揚岐院末に転じて明治六年廃寺(八四六ページ参照)。ともに元地に正福寺谷・観楽寺谷の地名を残す。

2 寺請制

(一) 〔宗門人別帳〕 瀬戸区藏

○承応三年(一六五四)瀬戸村宗門人別帳は全国的に見ても古いものに属する。一般には寛文十一年(一六七一)その作成が命じられた(徳川禁令考)。慶応三年(一八六七)のものとは比べると、帳面の形式・内容の他、二〇〇年の間の人口・家数の変化が分かる(別表)。

近 世

浄土宗

同 寺

子
孫作

浄土宗

同 寺

四郎兵衛

浄土宗

同 寺

子
女房

浄土宗

同 寺

子
四郎三郎

浄土宗

同 寺

太郎左衛門

浄土宗

同 寺

子
女房

浄土宗

同 寺

子
久左衛門

浄土宗

同 寺

子
仁蔵

浄土宗

同 寺

孫左衛門

浄土宗

同 寺

子
女房

浄土宗

同 寺

子
平十郎

浄土宗

同 寺

四郎左衛門

浄土宗

同 寺

子
女房

浄土宗

同 寺

子
三四郎

浄土宗

同 寺

市左衛門

浄土宗

同 寺

女房

浄土宗

同 寺

子
孫四郎

浄土宗

同 寺

庄九郎

浄土宗

同 寺

子
女房

浄土宗

同 寺

庄二郎

浄土宗

同 寺

孫兵衛

浄土宗

同 寺

子
女房

浄土宗

同 寺

子
孫十郎

浄土宗

同 寺

子
ちへ

浄土宗

同 寺

小右衛門

浄土宗

同 寺

子
女房

浄土宗

同 寺

子
彦作

浄土宗

同 寺

子
うめ

浄土宗

同 寺

惣兵衛

浄土宗

同 寺

子
女房

浄土宗

同 寺

子
孫作

浄土宗

同 寺

子
こま

浄土宗	同寺	三郎左衛門
浄土宗	同寺	女房
浄土宗	同寺	子 三郎四郎
浄土宗	同寺	子 うめ
浄土宗	同寺	与左衛門
浄土宗	同寺	女房
浄土宗	同寺	子 □五郎
浄土宗	同寺	子 岩
浄土宗	寺立正寺	与右衛門
法花宗	同寺	女房
法花宗	同寺	子 千代
法花宗	同寺	三郎右衛門
法花宗	同寺	女房
法花宗	同寺	子 伝藏
浄土宗	寺長福寺	重三郎
浄土宗	同寺	孫左衛門

浄土宗	同寺	女房
浄土宗	同寺	子 喜三郎
浄土宗	同寺	彦右衛門
浄土宗	同寺	女房
浄土宗	同寺	子 彦七郎
浄土宗	同寺	八郎左衛門
浄土宗	同寺	女房
浄土宗	同寺	子 甚三郎

何も右の通に御座候、
人数合(七十人)六拾九人内 (四十一人)四拾四人 男
(三十九人)廿五人 女
(六十四人)内六拾三人 浄土宗
(二軒)六人 法花宗

右の者共拙僧共代々菩提の旦那寺紛無御座候、若右の内老人にても吉利支丹宗門色訴人於有之は拙僧共何ヶ様にも如御法度の可被仰付候、為後日連判仕指上申候、

世 近

以上

長福寺^(頂)

同 弥左衛門

承応三年

順誉了院

豊岡

五味備前守様の内

島 又右衛門殿

午の三月廿一日

立正寺

北村又左衛門殿

恵証

五味備前守様の内

島 又右衛門殿

(2) 〔瀬戸村宗門人別帳〕 〈抜書・別表〉慶応三年

(表紙)

北村又左衛門殿

慶応三年

宗門人別御改帳

但馬国城崎郡

卯三月

瀬戸村

ひかへ

右当地百性^(姓)宗旨御改に付て面々の宗旨書付、則且那寺^(持)住寺判形被仕上人別、吉利支丹宗旨の者有之を只今御穿鑿の砌不申上、以来訴人於有之は在所中百性^(姓)不殘如御法度の可被仰付候、為後日銘々判形仕候帳に庄や年寄奥書仕指上げ申所如件、

承応三年

庄や 与三右衛門

候事、

午三月廿一日

年寄 与左衛門

一 耶蘇宗門の者宿貸候は、仮令宗門には無之候共、死

一 從此以前度々被仰付候耶蘇宗門御改の義、毎年村中

五人組并借屋・召仕の男女に至迄、無油断吟味可仕

罪、両隣五人組迄欠所可被仰付候間、油断致間敷候事、

一他所より参り住居候者、又は遠方より参り候商人等
に至迄、宗旨相改寺請狀取置可申候事、

右の通御改に付銘々寺請判取差上申候へ共、尚又念入吟味仕、先祖より存候者有之候共、聊不審成義及見聞候はゞ早々可申上候、惣て

御制札の趣、吃度相守可申候、若油断仕以後脇より露頭仕候はゞ御穿鑿の上、庄屋・年寄・五人組迄罪科可被仰付奉得其意、為後日連判仕差上申処、依て如件、

慶応三年卯三月

瀬戸村家持の分

高拾壹石七斗八升四合九夕

一 浄土宗頂福寺旦那
庄屋
後藤平右衛門(筆頭者印)
卯三十式才

一 右 同断

女房
ふじ
卯廿七才

一 右 同断 悴 菅七才

一 右 同断 二男 松蔵
卯五才

一 右 同断 娘 ひさ
卯貳才

一 右 同断 弟 錠治郎
卯廿四才

一 右 同断 第二男三郎
卯廿才

一 右 同断 姉 れう
卯廿七才

一 右 同断 父 錠右衛門
卯六十三才

一 右 同断 女房 ひさ
卯六十一才

一 当御支配所丹後国熊野郡河山村

百姓作七二男 奉公人太四郎
卯廿四才

一季奉公に召抱置宗判の義は此方に致積り候

一 当村百姓与三七娘 同 きん
卯年廿三才

一季奉公召抱置、宗判の義此方にて加入

一 当村百姓九郎助娘 同 とよ
卯廿一才

一季奉公召抱置、宗判の義此方にて加入

一 当村百姓太郎右衛門娘 同 たよ
卯十七才

世 近

一季奉公召抱置、宗判の義此方にて加入

一 当村百姓八郎右衛門娘

同 卯十三才

一季奉公召抱置、宗判の義此方にて加入

メ拾五人 内男七人 内女八人

内入人五人

内老人出生仕候、

一 浄土宗頂福寺旦那

一右 同断

メ式人 内男老人 内女老人

一 浄土宗頂福寺旦那

一右 同断

一右 同断

メ三人 内男老人 内女式人

一 浄土宗頂福寺旦那

一右 同断

高六升四合 年寄

惣左衛門 卯五十六才

女房

卯三十七才

高式石三斗七升七合 百姓代

四郎兵衛 卯四十九才

女房

卯三十九才

母

卯六十七才

高拾四石七斗七夕 長百姓

大江甚助 卯五十五才

女房

卯四十七才

一右 同断

悴 順三郎 卯廿八才

一右 同断

女房 卯廿三才

一右 同断

娘 卯廿三才

一右 同断

悴 卯廿三才

一 当御支配同国同郡飯谷村

百姓 与右衛門悴

奉公人国三郎 卯廿三才

一季奉公召抱置候、宗判の義此方にて致積り

一 当御支配同国同郡氣比村

百姓五郎大夫悴

同 嘉五郎 卯十九才

一季奉公召抱置候、宗判の義此方にて致積り

一 当村百姓忠治郎娘

同 卯九才

一季奉公召抱置候、宗判の義此方にて加入

一 当村百姓甚四郎娘

同 卯廿二才

一季奉公召抱置候、宗判の義此方にて加入

メ拾人 内男五人 内女五人

内入人四人

内に老人出生仕候、

一 浄土宗頂福寺旦那

高式石二斗六升八合六夕
長百姓 甚兵衛
卯三十九才

一 右 同断

女房 卯廿七才

一 右 同断

悻 頼之助
卯八才

一 右 同断

娘 てつ
卯四才

一 右 同断

弟 仲造
卯廿六才

一 右 同断

母 の多
卯六十一才

一 当御支配同国同郡気比村

百姓八郎兵衛悻

奉公人利助
卯廿三才

一 季奉公召抱置申候、宗判の義此方にて致積り

一 当村与三左衛門娘

百姓 卯拾九才

一 季奉公召抱置申候、宗判の義此方にて加入

一 当村百姓伝治郎娘

同 志ゆん
卯拾九才

一 季奉公召抱置申候、宗判の義此方にて加入

一 当村百姓与三七娘

同 うめ
卯十五才

一 季奉公召抱置申候、宗判の義此方にて加入

拾人 内男四人
女六人

内入人四人

(中略)

一 浄土宗頂福寺旦那

高式石式斗〇五合式夕
組頭 文治郎
卯四十八才

一 右 同断

悻 文蔵
卯四才

一 右 同断

娘 志つ
卯十七才

一 右 同断

娘 とみ
卯十四才

一 右 同断

母 つま
卯七十四才

一 当御支配同国同郡気比村

百姓喜平

奉公人喜平
卯四十七才

一 季奉公召抱置申候、宗判の義此方致積り

一 当村庄右衛門娘

同 みよ
卯十八才

一 季奉公召抱置申候、宗判の義此方にて加入

一 当村百姓彦兵衛娘

同 はな
卯十七才

一 季奉公召抱置申候、宗判の義此方にて加入

八人 内男三人 女五人

外に老人

死失滅じ候、

(中略)

一 浄土宗頂福寺旦那

高巻升

組頭 甚四郎 卯六十五才

一 右 同断

女房 みき 卯五十才

一 右 同断

忰 甚治郎 卯廿五才

一 右 同断

女房 とめ 卯廿才

是は同国同郡赤石村百姓宇右衛門娘にて縁付来申候、

五人 内男貳人 内女貳人 内老人縁付来り候、

外に

友四郎弟当村藤右衛門弟子参り同人より組入申候、

一 右 同断

はる

是は当村大江甚助方一季奉公に罷出、同人人別入申

候、

(中略)

一 浄土宗頂福寺旦那

高九升三合

組頭 八郎左衛門 卯五十六才

一 右 同断

女房

ふさ 卯四十五才

一 右 同断

忰

太蔵 卯十一才

一 右 同断

二男

千蔵 卯五才

一 右 同断

娘

ひさ 卯廿四才

一 右 同断

娘

せん 卯七才

一 当御支配所丹後国間人村

百姓友四郎忰

弟子

八助 卯廿才

年季奉公召抱置候、宗判の義此方にて致積り、

七人 内男四人 内女三人 内入人老人

外に

一 右 同断

いち

是は当村平右衛門方へ一季奉公罷出、先方にて人別

差加入、

(中略)

一 浄土宗頂福寺旦那

高巻石三斗三升四合

組頭 七良平 卯三十二才

一右 同断

弟 松治郎
卯廿六才

一右 同断

祖母 さこ
卯九十才

一 当御支配所丹後国熊野郡三原村

林助娘

たよ
卯三十才

一季奉公召抱置申候、宗判の義は此方に加入申候、

一 当御支配所同国同郡小島村

与左衛門娘

いし
卯十七才

一季奉公召抱置申候、宗判の義は此方に加入申候、

ノ 五人 内男貳人
女三人

内に入人貳人

(中略)

一 浄土宗頂福寺旦那

高三升貳合
組下

一右 同断

庄右衛門
卯六十三才

一右 同断

女房 せん
卯五十才

一右 同断

忰 桑三郎
卯三十一才

一右 同断

女房 りと
卯廿五才

是は当御支配所同国同郡桑々浦村百姓権左衛門娘縁付参り

申候、

一右 同断

二男 竹治郎
卯廿才

一右 同断

三男 岩藏
卯十四才

一右 同断

娘 かね
卯十二才

ノ 七人 内男四人
女三人

外に

文五郎義当村藤左衛門方弟子参り候、同人等より組入申候、

外に

一右 同断

みね

是は当村文治郎方一季奉公に罷出同人組入申候、

(中略)

一 浄土宗頂福寺旦那

高五升 彦兵衛後家
組下

一右 同断

忰 わき
卯四十三才

一右 同断

忰 和助
卯廿才

一右 同断

二男 秀藏
卯十三才

ノ 四人 内男貳人
女貳人

娘 ふさ
卯九才

世 外に

近 一右 同断 娘 は な

是は当村文治郎方へ一季奉公に罷出、同人より組入申候、

京 知恩院末浄土宗

頂福寺

一 浄土宗頂福寺旦那 高四升四合四夕 組下 彦左衛門 卯廿八才

是は当御支配丹後国熊野郡浦口村百姓喜平治粹縁付来候、

同 住持 才 誉 卯六十式才
同 是は江戸小石川伝通院に 弟子 知 源 卯廿七才
同 勤学罷越去冬帰国仕候

一右 同断 女房 な を 卯廿八才
一右 同断 母 ゆ う 卯五十八才

同 僧 三人 同 知 堂 卯十三才

一 三人 内男老人 内女式人 内老人縁付来り候、

(中略)

合家数九拾八軒 内寺老ヶ寺 高持百姓九十七軒
人別四百六拾式人 僧三人 内男式百三拾老人(マシ)
女式百三十式人

外に

一 浄土宗頂福寺旦那 高三升式合 百姓 理右衛門 家減じ候に 寅五十才 付印形無

外に拾式人他所参り死人出人

是は同家彦三次方へ引取、家数老軒当卯減じ候、

高六拾石五斗老升老合 本田畑共 地不足引

一 浄土宗頂福寺旦那 高老斗三升六合 百姓 与 四郎 家減じ候に 寅十七才 付印形無

同 九石六斗三升八合 残高五拾石八斗七升三合 牛馬老疋も無御座候、

是は同家重兵衛方へ引取、家数老軒当卯減じ候、

右は耶蘇宗門御改に付拙僧共旦那の分銘々吟味の上、

自身印形差上申通り相違無御座候、勿論、耶蘇宗門ころび候族、又は先祖類族親類召仕の男女并他所より罷越住居仕候者に至る迄、怪敷義無御座候、自然切支丹宗門は不及申上に右宗旨軋々の族、先祖類族のもの有之趣露頭申上候へば拙僧何方迄も罷出、吃度申披可仕候、為後日の依て如件、

浄土宗京都知恩院末

但馬国城崎郡瀬戸村

頂福寺

慶応三年

才 誉

卯三月

久美浜

御役所

前書の通宗旨御改の義、家持・借家・地借・召仕男女に至迄、人別御吟味を以、且那寺諸判取奉差上候通相

違無御座候、尤耶蘇宗門ころび候族、又は先祖類族者は勿論、他所より参り住居仕候者迄寺請取置の上は此帳面に相漏候者老人も無御座候、若不審成義及見及聞候を隠置、以後脇より相頭候はゞ、拙者共如何様曲事にも可被仰付候、為後日依て如件、

但馬国城崎郡瀬戸村

百姓代

慶応三年

四郎兵衛

卯三月

年寄

惣左衛門

庄屋

後藤平右衛門

久美浜

御役所

(3) 宗 門 改

近 文政十一年

正月大

二日 雪天、四五寸降

一 支配下三町共、去亥宗門御改下書帳組頭行司へ遣し

当下書、来る五日迄に可差出旨申遣候、

十五日 昼より雨天

一去寅四月寺町清助後家より差出し候娘はつ帳外の願

書、此間小頭殿へ得内談候処、認替差出候様御申に

付、則組頭忠兵衛へ申付候処、左の通書改、指出し

候故、拙者奥書致、印形小頭殿へ差出候、

乍恐奉願上口上の覚

寺町清助後家にて御座候、

一 私共義、夫清助存命中、実子無御座候に付、為家相

続高屋村久兵衛娘はつと申者、私共姪に御座候故、

幼少の時より年久敷間養育致置候所、成人後より段

々我儘相働候に付、親類者共色々異見申加へ候へ共、

はつ義帳外人に被為仰付被為下候はば難有奉存上候、

此段偏奉願上候事、右の趣乍恐無抛奉願上候間、何

卒御慈悲の御賢慮を以、願の通被為仰付被為下候様、

幾重にも奉願上候、以上

寺町清助

後 家

高屋村類

久兵衛

組合

新三郎

〃

義右衛門

〃

佐五郎

十六日 天氣宜

〃

次郎平

〃

文政十一年子正月日

弁藏

〃

幸次郎

〃

義三郎

組頭

忠兵衛

御奉行様

右の通相違無御座候、以上

名主

烏井忠左衛門

一宗門帳認三町共昨日迄に相濟候故、今朝小頭殿へ肝

煎市十郎為持遣し候、当年も寺町は紺屋理三郎、久

保町・永井町兩町は山三郎認申候、

一 小頭殿より手紙にて寺町清助後家より娘はつ帳外の

願御聞届相濟候旨申来候故、組頭忠兵衛組合惣代兩

人呼出し申渡候、

一 宗門御改、来る晦日御定日被仰出候故、支配下三町

共相触候、

廿三日 雪天

一 宗門帳御読合相濟、明朝御番部屋迄肝煎を取に遣し

候、依て今日寺受帳為披見町方寺院方へ肝煎為持相

廻し申候、

廿五日 雪天、凡壹尺降

一 宗門御改に付、支配町家数人数左の通

覚

一家数九拾貳軒

寺町

世 近

人数三百廿人 内百五十八人男
百六拾三人女

去寅年御改より八人減

一家数五拾七軒

久保町

人数貳百廿老人 内百五十五人男
百六人女

去亥年御改より無増減

一家数貳拾四軒

永井町

人数百貳人 内四十七人男
五十五人女

去寅年御改より拾貳人増

右の通書上候事、

一 当子年^(豊町)拾老町惣家数人数左の通

家数八百六軒 人数三千六百三拾老人

去亥年御改より四拾八人増

廿九日 雪天

一 明日、宗門御改に付、今日御宿坊光行寺境内掃除人

足老町より老人づゝ楯簀箒為持、町々肝煎付添十老

町共出す、

一晚七ツ時頃、光行寺境内掃除相済候旨、肝煎相達候

故、同役見分に參、借物等調申候、

晦日 天氣宜

一 今日於光行寺に十町永井町共宗門御改被仰付、無滞

相済、入相頃御奉行所御引取被成候故、直に十町名

主御奉行所へ罷出、御礼申上候、小頭大谷由右衛門

殿・同心竹下伊左衛門殿・津垣直五郎殿・尾形治右

衛門殿出張有之候、但し二月二日彼岸に入、寺差支候故、

彼岸後にては火延^(日)に相成、諸人難義故、今日御定日御内願

申上候、

二月小

朔日未 昼より雨天

一 今朝小頭殿へ十町同道、昨日の御礼申述、宗門帳差

上げ候、

三日 天氣宜

一 宗門御改入用割十一町より取集候故、今日諸弘為持

遣し候、光行寺へ謝礼も今日遣し拙者挨拶に參候、

札三拾匁也、七匁七厘十町より、四匁六分七厘永井

町より取集申候、

十四日 朝、南風、午より大雨

一 今日の上組村々宗門御改に御座候、

十六日 少し雨天、泥雨降

一 今日下組村々宗門御改に御座候、依て昨晚下永井

町へ掃除相触候、

イ 「由利家公私之日記」〔抜書〕

嘉永三年

一月

十日

一 中町宗判下帳帳相揃保田氏へも申遣、先づ相揃申候、

十七日

一 津田氏より宗門新帳出来御こし被下候、去西春御改

帳も津田氏より小頭殿方へ御借用有之、其儘此方へ

御廻し両方とも明朝西田氏へ為持可遣積り庄兵衛へ

も申付置候、

廿九日

一 宗判御改来月二日に被仰出候に付、宗門帳人数去年

より増減の訳書、月番へ出申候事、

二月

朔日

一 早朝より光行寺へ今井・福井・我等三人罷出候て宗

門に付、借用品物・旧格を以申談、手配いたし候、

九ツ前に引取申候、鳥井・保田、少々御不快に候、

一 御通筋道悪敷處、砂持ち候様早朝申触候、

一 綿屋勘左衛門義(中略)九ツ過、往生被致候へども表

向披露の義は明朝と被相聞候て、明二日宗判に付、

三日八ツ時葬式と内決候旨、九十郎より申承候、病

中七十二日振りの由、扱々扱々苦々敷次第、御気の毒千

万、絶言語候事に候、我等明日宗判に付、御宗判相

済候上にて悔くやみに可参と内決す、

世
一 夜分、宗判差支并病人忌中の張札をいたし候、
近 天氣、少小雨

二日

一 今日は宗判被仰付候に付、晝六ツ前より用意いたし候、我等・九十郎とも雜煮を祝い六ツ少過、光行寺へ及出張候、然る處、思外御奉行様御早く御出掛被遊候て我等義は名主中への挨拶いたし不申、御院化(家)様へ御挨拶いたし居候處、只今下町より先に立、肝煎申来候と為知申に付、十町名主中何れも御出迎に罷出申候處、早御門へ御入に御座候、大に都合能有之、御挨拶申上候、五ツ前と覺申候、
一 追々寺院方御出張、直様寺請の帳面十町とも相揃、小頭殿へ差出申候、
一 無間も福井伊平殿へ申入、十町名主中御奉行所へ今日御苦勞の御挨拶申上候、
一 寺方請証文全相濟候は四ツ前に相成申候、

一 四ツ前より京口町・新・小尾崎被仰付候て少休足(息)、宵田町初(マ)り寺町・久保町・永井町相濟、御昼に相成申候、九ツ半過と被考申候、

一 八ツ過より中町・滋茂町、相濟候は七ツ頃に相成申候、自是、竹屋町・小田井と追々無故障相濟、昏前に御立に相成り十町名主中御見立申上候て又々光行寺へ引退、厚御礼申上候て西内殿へ御同伴いたし十町名主中兩御奉行所へ御礼に相勤申候、小頭殿は直に御引取に有之候、奉行所へは御達し無之、明朝御出張の旨承申候、

一 我等帰宅は昏時に相成申候、先々十町とも少の申分無之、大に案堵す、

上天氣

(中略)

二月

十六日

一 今日は在方下組御宗判御改被仰付候所、大庄屋一日

市佐伯孫左衛門殿御家内出産思の外一兩日前より六

ヶ敷、取纏れ候趣に有之、御宗判の御宿難勤り、夜

中に至御奉行所へ御内願被申達候て急に來迎寺を御

頼にて相勤り申候、尤、先年廿ヶ年以前一日市村八

十軒斗出火有之、其節は光行寺を御頼にて被相勤候

振合も有之処、当年は光行寺様へは御本山より御客

僧御滞留中、無抛來迎寺を庄屋中より御願と申事に

候、此旨月番より今曉十町へも御触被仰付候、仍て

御通り筋、宵田町口より丹後屋細間を御通り來迎寺

へ五ツ過に御出張被為在候、中町も組頭中幸右衛

門・仁兵衛細間に出張申談候事、

一 我等も中町・津居山屋八次郎他行残判相成居候に付、

我等來迎寺へ罷出候て御内願申上候、出印為致申候、

無滞相勤申候、

上天氣に有之、

(4) 「宗旨本寺手形の事」 養源寺藏

一 当国城崎郡小島村長源寺儀拙寺末寺紛無御座候、当

住持実參長老禪曹洞流是亦歴然也、若御法度の邪宗

門と申訴人於有之は拙寺罷出、急度其埒明可申候、

為後証依て如件、

安政五年 養源寺

戊午十月 良威

久美浜御役所

(5) 「宗旨就御改一札の事」 養源寺藏

一 当寺会下僧拾三人、召仕候下男三人、血判墨判の兩

誓詞拙僧方へ取置申候事、

一 無行衛胡乱成者抱置申間敷候事、

一 若浪人杯(カ)抱置候は其刻相断可申候事、

世
一 拙僧本寺手形先年当御奉行所へ差上申候事、
近 一 去る貞享五辰年証文差上候通、今以鉄炮所持不仕候

事、

右の人数代々禅宗に紛無御座候、若切支丹伴天連い
るまんと申訴人於有之は何時にても拙僧罷出、急度
其埒明可申候、為後日依て如件、

安政六年

養源寺

己未二月

良威

(豊岡藩)
宗門御役所

勝田小八郎殿

(6) 〔宗旨請合の事〕 養源寺藏

- 一 上陰村 無住
- 一 藏六庵 無住
- 一 大磯村 無住
- 一 水月庵 無住
- 一 永井 庵主倍憐尼
- 一 田中庵 庵主倍憐尼

永井
一 向栄庵 庵主嶺仙尼

同
一 同庵 弟子真応尼

六地藏村
一 地藏庵 無住 留守居 道永

右の人数代々禅宗に紛無御座候、若切支丹伴天連い
るまんと申訴人於有之は何時にても拙僧罷出、急度
其埒明可申候、為後日依て如件、

養源寺

文久四年

良威

甲子二月

(豊岡藩)
宗門御役所

田村源之進殿

(二) 転 宗

(1) 〔養源寺触〕 新宮寺藏

越後国田上村曹洞宗東竜寺・同国本城寺村日蓮宗の且

林、本城寺と離且出入の義に付、去西九月四日於御評定所黒田豊前守様被仰渡趣、

〔御府内の儀宗旨は□ひ寄の様に有之候へ共、遠国の義は格別□百人有之処に離且仕度と申候て某

は真言宗帰依と申、某は日蓮宗帰依と申、某は禪宗に帰依と申候て、段々且那減少の時は其寺不相立候間、何方より願出の候共、離且の義不相許候、其段相心得可申候、

寺社御奉行

黒田備前守様

井上河内守様

土岐丹後守様

小出信濃守様

御勘定御奉行

久松大和守様

稲生下野守様

寛 播磨守様

駒木根肥後守様

町御奉行

大岡越前守様

諏訪美濃守様

右於御例席被仰渡候義故、於関東三ヶ寺、東竜寺に此品為書付御取納被成候、

四年(享保十二年)以前未の年、甲州日蓮宗の且林、妙竜寺等且按三

寺一同に於て真言宗の寺院并に曹洞宗西島村曹源院等の筋一同離且出入有之、於寺社御奉行所被仰渡候趣、

(寛文五年)寛文年中の御条目に宗旨は任且越の意と有之故、離且は心任の様に日蓮宗より離申立候、右御条目諸宗の且

那相極り候最初の掟也、於只今は年々の宗旨相改、手形為指上げ候、右手形の文言代々何宗と有之、先祖の

宗門を堅く可相守事歴然也、若、又、我儘に離且改宗

世 近

可申においては宗旨手形にも今年は日蓮宗、今年は又何宗として相記事也、或は我儘に離且の者、宗旨の手形に代々何宗と相記、指上候はば、御公儀を掠候也、依之、理不尽の離且堅く相不許、若、国替・縁付等の類可為格別候、右の通被仰渡相濟候、

一 近年但州高柳村真言宗高照寺と同国八木村日蓮宗実

行寺と離且出入有之候事、且又四年以前未年三州長

円寺末寺補陀寺と同国日蓮宗某寺と離且出入有候処

に何も同前の品々被仰渡、急度本(元)の寺へ御戻し被為

遊候事、右の段近年心得違にて離且改宗は心任の様

に相心得候者、数多有之候故違乱の義も間々有之候

に付、此度相廻候条、諸寺院被得其意候、且、去年

東竜寺於御列席相窺候はば惣方納得の上、離且、

何共且那寺互(れ)に在々手形取為替申度と申上得ば其段

も尤と答被為遊候由事、

一 諸寺院・且家・住庵の僧侶は其菩提寺より致吟味指

置可申候、且家も又、法式の義は珍事不致、已上は

菩提(寺)の指図を受、指置可申義勿論に候、然処、近年

不吟味に付、間に違乱の端も相起候間、向後は其菩

提寺より請合居住候様に兼々且家へ可伝聞候、此段

往還相触候へ共中絶故、如此に候、以上

享保十五戌年 円通寺

十月 日 知客

右の通各寺被得其意、尤且中へも可被仰渡候、已上

戊(享保十五年)の

十一月廿日 養源寺

普 光

○寛文五年「諸宗寺院法度」に「檀越の輩、何寺たりと雖も其心得に任すべし。僧侶方相争ふべからず」とある。

(2) 「転宗内濟約定書」 新宮寺藏

指上申一札の事

安永八年

一 此度私娘の聲に養子仕候処、養子源七義は相願不及

亥正月

組頭

忠左衛門

申上(曹洞宗)貴寺様旦那に相違無御座候、娘儀は母名跡に徳

同村年寄

四郎左衛門

証寺旦那に相願申候処、御得心無御座、彼是入割出

藤 助

来仕、無拗御上沙汰にも相成行筋合罷成候処、当村

同村同断

組頭四郎左衛門・忠左衛門気毒に思召候て取扱被下

弥三右衛門

成、(供)恭奉存候、此以後養子源七子共何人出生仕候共、

新宮寺様

大庄屋

貴寺様旦那に相違無御座候、内老人は娘名跡に被遣

木築藤十郎

候段、是又恭奉存候、若子共無御座候節は他より養

右の通相違有御座間敷候、以上

子の義は心任せに成被下候、然る上は源七妻一代限

右の通双方納得の上、内済証文仍て奥書印形如件、

に相済、以後は夫婦同宗貴寺様旦那に紛無御座候、

亥正月

徳証寺

若以後何等の違乱出来仕候共、此証文を以埒明可被

成候、為其村御役人中加判頼、御差上申候上は毛頭

(3) 「離檀差止訴状」

新宮寺蔵

本人福田村

武兵衛

乍恐奉願上口上の覚

一 当村武兵衛と申者娘の婿に同村八右衛門停源七と申者養子仕候処、武兵衛義は代々禪宗にて拙寺旦那に紛無御座候、然る処、彼養母武兵衛妻と兩人の者一(浄土真宗)向宗相勤来、徳証寺旦那にて御座候、此度又々養子源七の妻と相成申候娘も又々徳証寺旦那に仕度旨拙寺へ相願候へ共、右兩人さへ(徳)不得の至と存候へ共、同村忠左衛門・組頭四良左衛門取(あつかひ)暖仕、則村役人加判、大庄屋奥印を取、証文為致、壹代限に母の宗門に先住より任望候処、右の娘此度及死亡、此度野上村禪宗帶雲寺旦那宮島村利右衛門娘、養子源七へ後妻仕候に付、亦々如右、従(た)も一向宗に被免付度旨相願候へ共、右三人は先住より致容免候へ共、後妻の義は許容難致候旨急度申渡候、元来、且坊の義は都(す)て永孫(なが)の義にて何方にても旦那寺より了簡は格別、宗旨持籠(と)の義は無之筋と奉存候、況(いは)や本家・祖親治左衛門以前は不残新宮寺旦那の御公帳にも書記有之、

手前過去帳にても分明仕居申候、然る処、此度後妻こなつの義、押願は有之間敷様にと奉存候、殊更近來は御宗門御改(わか)も別て蔽敷御座候へば、か様成邪(よこしま)義難捨置奉存候故、無抛奉違御間候、此所、乍恐得(おそ)と御勘弁被為遊、此以後不残新宮寺旦那に無間違様に被為仰付被為下候はば忝奉存候御事、追て武兵衛手前に申渡候は享保十五年從御公儀様被為仰渡候趣にも宗門離段改宗并夫婦別宗相立候義は堅御停止に候旨被為仰渡、自今は夫婦同宗堅可相守旨被為仰渡候、右御触の趣重く奉存候故、此度の願の義も許容難仕旨申渡候へ共、此段得心不仕、不得止事と乍恐御上様へ御願申上候に付、拙寺より口上書仕候様に被為仰付、右の段、書認め差上申候、乍恐宜敷被御間届被成下候はば難有奉存候、以上

年号 月 日 新宮寺

小林丹解殿

○この文書は年月日不明であるが、前文書との関係でここに
取める。

(4) 小松屋小三郎一件「鳥井家公私之日録」〔抜書〕

○小松屋小三郎（後、清八郎）茂兵衛（岸田俊子Ⅱ中島湘煙
の父）兄弟は曹洞宗（養源寺）から日蓮宗へ無断転宗、介
在した立正寺・勝妙寺（ともに日蓮宗）とも処罰された。
そのため、立正寺二十世日電は嘉永五年二月四日遷化した
が、葬儀の執行を停止された。

嘉永五年

閏二月

三日 昼より寒中に等數大吹雪、極寒、

一 今日、小松屋小三郎・金剛寺屋義兵衛經宗一件に付
手鎖、京口柴屋友次郎・新町鳥井屋五郎兵衛、婚姻
に付、着用物等不都合の事に付、追込町預け被仰付
候、

五日 天気

一 先月十日立正寺・勝明寺（妙）・小松屋小三郎へ御咎被仰

付に被仰渡、一昨日三日京口・新町の者婚姻不取計

に付追込、小三郎増咎、金剛寺屋義平手鎖等被仰付、

并濫觴書上等にて両町組頭一統相招申聞候、

廿四日 少曇天、先づ天気

一 兼て取暖居候小三郎一件、養源寺より口振（触カ）、今朝三

左衛門殿・五郎右衛門殿被申聞候処、尚五郎右衛門

殿へ又々存意為差含今一応被參候由、及差図置候、

廿八日 快天

一 四ツ頃迄に下濟案紙清書後四ツ頃御奉行所へ四方御

氏と落合、御咄申上并立正寺葬式一件・小松屋小三

郎赦免の内咄申上候事に候、然処小三郎義名跡外差（カ）

戻し候、

三月大

二日 天気、夜九時前より雨降

一 小三郎一件等にて御奉行所よりも一向持切被仰付候、

三日 雨天

世一 明日八ツ時小三郎兄弟御召出しの御差紙、拙者宛に
近 来り候、兼て内実致心配遣置候次第も有之故、由利
氏へ明日御用丈では拙月番相勤可遣旨申談、夜に入、
明日の荒増御内窺申候て、今早朝組の内、又四郎・
彦右衛門呼遣候^(七)、今日は定て嚴重の被仰付可有之候
へ共、則小三郎御免の手續にも可相成間、其心得にて
出可申旨内存申聞、右に付養源寺へ歎願書の事も有
之候に付、下書認遣候て、八ツ時迄可申之所御用御線
合に付、俄に九ツ時に被仰付召連出申候所、(小三郎弟、茂兵衛)茂平は
尚所内私御領分徘徊差留、小三郎は入窄被仰付候、
引取の上又四郎・彦右衛門より内談に参り候故、又
々々養源寺への歎願書下案書直し并に町内へ小三郎親
類より取候一札下案認遣申候、

(三) 一本紙

(1) 女代社一件

女代神社藏

宗門御改に付、勝妙寺より願書

被指上候に依て奉申上口上の覚

大庄屋渡辺七郎左衛門殿より私共へ被申渡候は此度宗
門御改に付、勝妙寺より願書被指上候に依て其許より
も其旨口上を以、御上様へ相達候様被仰聞候故、書付
を以、奉言上候、去る十六日、宗門御改前日五ツ時、
私共妻仏参の節、勝妙寺より私共へ鳥渡致応対度義在
之候間、唯今参候様被申越候故、早速罷越、如何の義
に候哉と相尋候処、勝妙寺被申候は、別成義にては無
御座、其許にも御存の通、近来宗判吟味筋六ツヶ敷候
に付、一寸と相尋申候、其元において鉄炮など所持被
致候義無之候哉と被相尋候に付、私共申候は鉄炮所持

などと申義は勿論、御法度御制禁通急度相慎罷在候間、左様に被相心得候と申演候へば、勝妙寺被申候は此儀は格別其元におゐては仏參の躰も不相見へ、其上門札等も表へ張置不被申、誠に門札の義は法花鑑板(華)に候へば、表へ張置不申ては不相濟義に候、兎角宗義相用ひ不被申趣に相見へ申候と被申候に付、私共申候は尤仏參等懈怠(が)に候へ共、月壹度式度參不申と申事も無之候、門札の義彼是被申候へ共、私共神祇道專表(ぐつぽう)に相用ひ候へは右の通に御座候、乍併門札等粗末にも不存戸裏に張置相用ひ候へば、是以何の胡障(ご)ケ間敷義御座有間敷様に相答へ候へば勝妙寺被申候は右様成心底と致推察候所相違無之候へば明日の宗判へいたし不申、左様相心得候様被申候に付、私とも申候は其義何共難得其意義に存候、御法度・御制禁通少も相背不申、寺勤等先々より不相替多少は格別相勤来候へば宗義相背と申義は無之事と存候、宗義不法などと被申立ても私

共不法成義一向覚無之候、夫とも不得心に被存候はば以来勝手次第に被致候様申候に付、右の仕合に御座候御事、私共官位の砌、勝妙寺在京に付、幸の時節と被存候て寺檀の義に候へは見舞旁として勝妙寺方へ參、互咄合仕候は私共御存の通任官に付、此度致上京候神祇本所において若六ツケ敷様被仰候品も有之候へば其節寺檀の義に候へば言葉被相添被下候様にと申斗(ほか)にて何の世話にも相成不申候、縦取持(たんと)に預り候共、夫はそれにはこれ、元來世話にも相成不申候へば恩ケ間敷被申候ても得承知不仕候、右躰の義彼是 御上様へ奉掛御苦勞候段、私どもにおいては甚恐ケ間敷義にて存候へ共、先方より願書被指上候に付、無抛書付を以、乍恐奉言上仕候、何分、前文の通御勘弁被為成下、宜御執計の程偏に奉願上候、以上

九日市神主(女代)神主

坪内対馬

世 近

天明六年

午二月廿八日

御奉行様

一札の事

私義宗流相背候趣に付、勝妙寺より宗門印形不相成候段、御奉行所へ被及御断候、彼是胡障末相濟候処、此度日行聖人御死去に依て貴寺様御兼帯被成候に付、此度大庄屋所より内裁に付貴寺様御勘弁を以、誠相濟忝奉存候、尤、門札の義は箱入にて相守可申候、以来、宗流寺法全相守可申候、為後日一札依て如件、

神主

坪内対馬

天明六年

午三月日

勝妙寺

兼帯

立正寺

此度從 白川殿当御役所へ御書到来、文面の表は私共宗門御改の節一本紙の趣に付、代々師且の跡寺法に相背候趣に付、一書認差上申一札の事

一 私共義代々法華宗にて貴寺様且那に紛無御座候、然る処、先の日行聖人御代に官位仕候に付、宗門御改御寺請印形の義に付、入割に罷成候処、神祇道の義は格別宗流寺法全相守一札取替し立正寺様御執計にて事相濟申候、其沙汰、白川殿達御間に候哉、今度当御役所より右の趣被仰付候処、貴寺様惣檀中一統御聞届被下忝奉存候、然る上は以来宗門御改の節私共神職相統の中は一本紙に認指出可申候、乍併師且の式是迄の通先達て指上置候一札の表毛頭相違無御座候、知度文面相背候様に御座候へ共、聊心底に

不実の存念無御座候、以後、御寺よりも是迄の通、
師且少も無御別心被仰聞可被下候、為後念当村御役
印并に類の者印形仕差上申上は毛頭相違無御座候、
仍て一札如件、

本人当村

坪内対馬

寛政元年

同類 佐七

酉閏六月日

年寄

太郎兵衛

当村兼帯庄屋
四郎左衛門

勝妙寺

并に

惣檀中

口上の覚

一 此度、私孫相果申候に付、勝妙寺へ致案内候処、御
留守居是伯師御申被成候は坪内家は一本紙にて当寺
帳面には無之、私心儘にも難為成、豊岡立正寺御兼
帯にて候へは立正寺御了簡次第と御申被越、其段御
尤に存候、私義は官職の身分に候へは一本紙にて寺
帳面に御座筈(候)に候へ共、先祖より代々法花宗にて御
座候へば私心志(つこ)を以、愚妻相果候節も勝妙寺御頼申、
月俊聖人御焼香成被下候先例の通、此度も札(つ)処に御
承知被下候様申達候処、其段立正寺へ御応答被下、
先例も有之候へば先方より書付を取、宜取計可申と
の御事にて御座候由、為後念如此御座候、恐々、

坪内豊前

寛政十年午九月十四日

勝妙寺兼帯立正寺

右の趣、勝妙寺へ置申一札の控也、

(2) 山王社一件 「鳥井家公私之日録」(抜書)

嘉永四年

十月

朔日 天氣

一 高木氏此度上京、吉田表へ小田井と和融申達候席已
 来不幸の節神道吊上に致度に付、去廿四五日より来
 迎寺へ離旦の義相頼具候段被相頼候故、廿七日昼同
 寺へ参り申談候旨、是迄の振合漸年に兩度位、齋米
 にても寺納の外、諸事掛り物等出銀の義も無之、畢
 竟有甲斐なき姿に承り候故、一向此度離旦の切に永
 年金五十疋先祖供養のため寺納取計、尤是迄葬を受
 候分は年忌毎に案内いたし回向を受可申、且又女の
 分には仏道葬相願候者は葬に預り候様の趣相頼、勿
 論熟談の上は双方書付取かわせ可申段申入候処、折
 節瑞泰寺御居合にて殊の外六ツヶ敷、此義は奉行所
 にても容易聞済有間敷の趣被申候故、左候へば当時

よりは御奉行の振合にて返事可致旨に致一決候、然
 る処高木氏被相窺候処、寺納得の事に候へは可然と
 の返事の由を以、又々被相頼候て廿八日には出立の
 事故、来る二日(備置義三郎)おけ義上京故夫々返事具候段に付、
 今夕来迎寺へ参り段々申談候処、先づ当人老人丈一
 代限り承知可致旨被相答候故、左候へば五十疋は如
 何可有之段申入置引取、右の趣手紙認めおけ義へ書
 面相頼遣候、

(嘉永五年七月)
廿八日

一 高木備前殿神主職に被相成候に付、已来且寺を離、
 神主職の唯一の法にて葬り等致度旨、元来離談(檀)の儀
 近年被申出、来迎寺へも昨年来より相頼候義にて漸
 当春備前殿老人丈の勘弁にて相成候へ共、此節神職
 に付て上京志に有之、先日已来頻に被申出、夫婦に
 嫡子丈を離度段にて今朝又々来迎寺へ申入、弟並女

子式人も有之候事、何れ舎弟は御家人にても仕立度

存心の趣故、全旦那相減に候訳にても無之、勿論寺

へ不筋の儀拙者取喫し可申謂も無之事故、可相成の

聞届の段申入候事に候、当住の義何れ一存にも不参

候故、瑞泰寺へ一応申談度旨志の事に候間、拙者同

道可申談、七ツ過頃拙者は神谷様へ用向も有之、少

し先に参り段々の始末瑞泰寺和尚へ咄致候、尤の志

有之に付、先達て両寺に興国寺を加へ神職成の祝申

置被相招候事等も有之、瑞泰寺にても右の命題も有

之に付、諸事都合宜、夫婦丈神職葬り勝手次第、尚

又跡目相続の者備前死去又は隠居被致候節同断に相

成候様に申談、則拙者筆取にて約定一札下案和尚と

申談等、来迎寺入来無之候故、拙者は申置相見へ候

はば宜御談可被下談申上度、直様暮掛高木氏へ参り

候、親子御酒給被居候へ共、拙者不快中相断候へと

も少し拙参り候を被相待候儀故、昼飯少し給引取申

候、

(嘉永五年十月)
九日

一高木氏来迎寺離旦の義、先達て備前殿夫婦丈相離

の取喫置候処、先日小頭殿より内咄は御奉行所思召

にては夫婦に不限、家内離旦に申付候て不苦哉の趣

被仰候間、其趣に申談可然旨被申聞、勿論備州殿も

先日已来其義被申候故、六日夕方来迎寺へ参り勘弁

相成候義は押て寺法申答にても上より可被仰付の趣

に候段咄致、併宗法と申事も有之候故、瑞泰寺へ相

談被成可然旨申置候処、翌日承候へは一通りは寺よ

り申立、其上押て被仰付候はば瑞泰寺被出候趣に談

して被帰候由故と、夕方家中より直々高木氏に参り

候所、市中へ被出候由、引取掛、中田へ立寄候所、

幸合申候故、先づ兩人丈は申談候事故、火急に

存念通致候も不宜候哉の考候間、今暫延引御奉行所

世 近

へ被申出、如何哉の段申入候へ共、上より被仰付候
事に候へは不苦候へは早々右来迎寺の様子小頭殿へ
咄具候段承相別申候、

3 遊行上人回来

(一) 「諸色覚日記」 〔抜書〕 田井和男氏蔵

一 卯(元禄十二年)の九月に遊行聖人御越、出石御宿昌念寺、豊岡御
宿光妙寺、豊岡へ右の御荷物渡しには伊豆村九郎右
衛門・宮内村市郎左衛門・清冷寺宇左衛門(村)、右三大
庄屋豊岡迄被参候、其時我等も参る、但、人足船共
気多下郡より、

(二) 『遊行日鑑』 〔抜書〕 角川書店版

六月(正徳四年)

五日

豊岡御家中より道破損仕候段、以飛脚被申越候(丹後田辺)、則御

返事出候、

廿三日

出石(四十九世一法上人)御発駕、朝五ツ半時、大衆荷物は川舟にて参候、

御前御駕籠、豊岡御着九ツ時、夕飯領主甲斐守様より

仕出御馳走、御付後寺社奉行・下役人を以目録被遣候、

白米拾俵・炭五俵・薪百束参候事、其後寺社奉行御見

廻候事、宿坊一向宗光行寺、

廿四日

領主京極甲斐守様へ御使僧被遣候、泰永相勤候、

廿五日

竹野(興)弘長寺へ御先使被仰付候、寛能明六ツ時発足、伴

僧円明被付候、九日町西光寺温飰上る、御部屋迄、

廿六日

領主京極甲斐守様御使者并に素麵老箱被遣候、御使者

鈴木惣右衛門、

廿七日

寺社奉行九郎右衛門殿御見廻、常住光行寺より重の内

被指上候、常住へ大幅御名号老幅、堅物横披進候、

廿八日

領主甲斐守様へ御暇乞、御使僧被遣候、堅廓相勤申候

事、御横物一幅、湊屋喜左衛門へ被下候、名号三拾六

幅御逗留中諸事相勤申候諸役人中へ被下候事、常住光

行寺へ金子貳両被進候事、

廿九日

豊岡御発駕明六ツ時、坊岡御昼休にて、九ツ過竹野御

付被遊候、

享保十六年

四月

十五日 晴天

豊岡への御先(出)出ず、御先使万生軒伴僧義秀被仰付、

豊岡より名主鍋屋忠左衛門以何時御移候哉、此方支度

出来候旨申来也、

廿一日 晴天

九ツ時豊岡京極修理守様御城下浄土宗来迎寺へ御着、

御先払足輕四人舟場迄出る、来迎寺末晴雲寺・浄徳

寺・聖衆庵河端迄御迎出る、九日市西光寺御迎出す、

尤、其節斗色(はか)袈裟御免也、「宿坊来迎寺門前迄御迎に

出る也、」御札棚并御湯殿・雪隠・御居間表替等被仰

付置候、今夕飯(く)從御領主様御賄、尊前へ二汁五菜、大

衆へ一汁三菜也、八ツ時從御城主御使者、以高橋弥次

右衛門、御目錄白米五俵・薪三拾束・炭五俵来る、宿

坊来迎寺末寺并三ヶ寺同道御見廻也、寺社奉行古沢次

世 郎左衛門見舞、町名主六人御十念に出す事、宿坊へ御
近 使僧以常住庵菓子老箱被遣候、即為御礼使僧来る、竹

野興長寺参上、温飩粉上る、同旦那福田八郎左衛門参
控御十念出、白銀老封献す、

廿二日 晴天

常住来迎寺為御機嫌窺見舞、次に使僧にて蕎麦粉三
袋上る、九日市西光寺重の物献る也、

廿三日 晴天

從城主御使者以瀬能市之丞温飩粉拾袋来る、寺社山崎
孫助殿自分为御見舞参控、宿坊来迎寺より重の物来る
也、宿坊来迎寺・仏昌寺へ夕飯蕎麦切被仰付、九日市
西光寺御相伴也、

廿四日 晴天

御城主へ御使僧以東陽院御札、矢除・雷除・除病御守、
大黒・弁天・毘沙門右三福神、子被為進、家老中四人
へ矢除御守・弁天・種子老幅づつ、寺社奉行兩人へ右

同断也、

廿五日 晴天

御家老坂本団右衛門殿并寺社古沢次郎右衛門殿四ツ時
御見舞、常住并末寺方三ヶ寺・町名主七人へ夕飯蕎麦
切御振舞、尤御相伴也、右常住且用にて不参候断有之
也、来迎寺宿坊より草花献す、

廿六日 晴天

竹野・豊岡への御先触名主中へ相渡、常住御見舞、寺
社奉行山崎孫助殿為窺御機嫌御見舞御対面被遊也、

廿七日 晴天

九日市西光寺へ為見分常住庵被遣也、常住并且中三郎
右衛門へ夕飯蕎麦切御振舞被遊也、初夜過に御先使へ
御暇御十念被下也、

廿八日

如例月茶礼有之、昼休より雨天也、名主中より重の
物まんちう数百上る、御先使明六ツ時出足也、常住来

迎寺へ御横物被為進也、

廿九日 晴天

為窺御機嫌寺社奉行御見舞、九日市西光寺且中九人為御目見温飴粉拾袋上る、銀沓包船屋嘉兵衛上る、同沓包同人母上る、同沓包船屋忠兵衛上る、右いづれも御十念願也、九日市西光寺不調法有之に付、作日(マヤ)より御対面不被遊候、

晦日 晴天

(安武河)石場へ御見物に御出、宿坊御馳走且那兩人舟屋加兵

衛・舟屋忠次郎御供舟三艘にて御出、

(五月)朔日 曇天、夜入雨天

茶礼有、金貳兩来迎寺へ瑞泰寺・安樂寺御見廻上る、

二日 雨天

豊岡五ツ時御発駕、町端へ来迎寺末三ヶ寺御見送出る、町役人七人并下宿・其外船屋加兵衛御見送出る、

延享二年七月

廿五日 晴天

出石より御船尊前御召共船数十五艘にて豊岡迄御着、(五十一世賦存上人)在々郷庄屋十四人へ御名号被下候、京極甲斐守様御城下へ九ツ半時御着、船場迄御宿坊使僧并大庄屋式人御先払、足輕兩人出る、光行寺□□門外に御迎に出る、九日市西光寺御迎に出る、御領主様より御使を以目錄、白米五俵・炭五俵・薪三拾束、御使へ御対面御札・御守被下候今御夕飯殿様御賄尊体二汁五菜・大衆一汁五菜、木下勘兵衛殿御容躰窺に被参候、尊躰御対面被遊候、当町名主五人御目見へ并賄方給仕人不残御札被下候、

廿七日 半天

御領主様へ御着の御届け御目錄の御札慈照軒被遣候、九日市西光寺へ御機嫌伺重の物献上る、御宿坊光行寺へ使僧以狗背沓箱被遣候、宿坊光行寺早速御使僧御返

世 礼役所迄上る、

近 廿八日 快天

甲斐守様より飯塚宇源次殿を以温飴粉拾袋来る、御使者へ御札・御守被下候、西光寺旦那八人御十念上る、

献上鳥目老貫文也、光行寺より使僧にて干温飴老箱被

送候、尤使僧へ御対面御返答被仰遣候、寺社奉行古沢

次郎左衛門御機嫌伺に被參候、

廿九日 大雨

御宿坊光行寺御機嫌窺に上る、寺中四ヶ寺御目見へ光

行寺より上豆腐老箱、惣大衆へ進上被致候、如例の御

番代り本坊興行寺相伴に出る、

八月

朔日 晴天

法用如常相濟作礼、当御領主京極甲斐守様へ御使僧東

陽院乗物にて、伴僧兩人町より人足五人出す、御領主

様へ神勅の御札・御武運長久の御守、右箱入、奥方へ雷

除・神勅御算、御子共小共衆四人へ銘々神勅の御算・御守被遣候、家老五人・用人五人・寺社兩人・普請奉行五人、

右いづれも矢除御守被遣候也、御家老舟船木主馬御見舞

御前に出る、寺社奉行木下丹兵衛御算等の御札に執事

処迄来る、

二日 晴天

今朝寺社奉行御暇来る、光行寺常住へ金貳両、下宿五

軒へ金百疋宛、此内老軒は御先使宿故貳百疋被遣候、

寺方三軒・在家二軒へ横物老幅宛被遣也、寺方へは金

計也、御逗留中世話役人其外諸役人諸番の者共へ御名

号老幅宛被下也、人足世話役人在大名主才木三左衛

門・加藤浅左衛門御前へ上る、御名号老幅宛被下也、

三日 雨天

豊岡御発駕七ツ半時、光行寺より半道計出、舟渡有、

舟役人舟頭其外名主等迄御名号被下、御名号数四十幅

出る、

宝曆九年十一月

五日 快晴

法要如常、今日九日市荷物船積に遣申候、尤印は銘々

一、長持式棹、^(楯以下同)の印にて拾五駄本坊付・一、六駄六の字印修領軒・一、五駄二の字印洞雲院・一、四駄一の字印興徳院・一、五駄半三の字印東陽院、右小道具も相添可申候、^(明)銘細は帳面節相渡可申候、

送状覚

今日不用の荷物帳面の通其所へ差遣候間相改、各被

預置候様に頼入存候、已上

卯十一月五日

興徳院

但州九日市西光寺

村役人中

右の通にて相渡申候、六日御発駕御乗船の次第書、一

番神殿十人乗・二番御召十式人乗・三番修領軒六人乗、長持式棹・四番洞雲院八人乗、長持一棹・五番興徳院

六人乗、長持式棹・六番東陽院五人乗、長持一棹・七番網代手廻道具荷物等、宰領式人乗、右は船いづれも下□夜具相添可申候、已上

十三日 快晴

正六ツ時御出立、御先荷七ツ半出す、常住門外にて御暇、^(檀と書もの也、愚候、)組中村はずれ御暇相濟、村大庄屋共に不残九ヶ市迄御見送致候、御昼休江野村御本陣徳養寺大衆仲間迄

一汁五菜の料理上る、村役人より御供養に致候被下物徳養寺へ金百疋・庄屋徳兵衛へ横物守名号・六人の役人守名号被下候、徳養寺より御茶壺包上る、役人中より銀札壺包づつ上る、豊岡領分迄足輕兩人先払出る

「九日市西光寺御着」、^{「俗ならば同心と書べし、但発心者か」}町内道心兩人相添豊岡町出口迄九日市西光寺并に組中御迎に來る、^{「組は、組の寮所、且中たるべし、且に書べし」}当寺末寺觀音寺へ

御立寄被遊候、九日市へ御着七ツ時、豊岡町役人西光寺門外迄御迎に出る、京極甲斐守様御使者永井喜右衛門殿を以御目録、白米五俵・炭五俵・薪五拾束

世 近

被進候、豊岡役人当村役人并に西光寺「檀」但中右の衆中御

目見御十念に出す、京極甲斐守様より新敷□□□□□□□□□□湯に

殿・雪院・御札棚・二畳台式通・半畳の湯殿始、惣て「外」御前に書もの也

諸道具新敷来る、其外火はち・たばこ盆等々町役人よ

り借入に致候、仲間の居所・料理場、領主より出来申

候、門内に御番所立・用水桶等迄来る、御逗留中足輕

兩人宛被相詰候、

十四日 晴天

御逗留中白米・薪・味噌・醤油・料理菓子等迄御入用

次第指上申候筈に御座候、寺社奉行谷口藤左衛門御機

嫌伺上る、京極甲斐守様へ御使僧修領軒を以何角御札

に被相勤候、人足等は町より先格にて出す、勝妙寺に

において藤村喜兵衛殿被受候、御家老中舟木老之助殿被

出修領軒へ挨拶有之由、京極甲斐守様へ神勅御札・除

矢守、奥方様へ除雷御守・神勅御札、右は箱入也、京

極修理様へ除矢守・神勅御札、同舍人様へ同断、玄蕃

様へ同断、息女様へ同断、右の方へ被進候、役人覚、

家老・用人・寺社奉行・普請奉行右の名、舟木老之

助・猪子伊織・舟木外記・西山久左衛門・木下多宮・

西山久馬・谷口藤左衛門、餛飩粉十袋京極甲斐守様よ

り藤村喜兵衛殿を以被進之候、洞雲院を以御暇乞并御

守等被遣候、右の為御札御家老・寺社奉行御兩人御札

に被参候、

十五日 快晴

寺社奉行古沢権平殿・普請奉行瀬能市之丞殿右兩名御

暇乞旁御守被下候、御札に御前へ被上候、被下物本尊

名号・鷺目三貫文・残米三俵、右常住へ被下候、下宿

五軒へ被下物、御名号・求肥一、横物・風呂敷一、修

領軒寮（九日市）丁崎平三郎へ横物・求肥・風呂敷一、興徳院寮

九郎右衛門へ横物・風呂敷一・上田紙五束、洞雲院寮

横物・菓子・風呂敷一、東陽院寮吉右衛門、横物・名

号二幅・風呂敷一、近侍者下宿八郎兵衛へ、当時檀中

拾人へ草名号一幅被下候、作事奉行兩人守名号一幅つ
つ、「西光寺当任無出世故在堪分被仰付候、□□□□」

当村名主太兵衛、年寄九郎右衛門・茂左衛門横物老幅
づゝ、豊岡町役人名主中拾人へ御守名号老幅づゝ、同

心小頭七人へ名号一幅づゝ、御番所被相詰足輕八人へ
御守名号、町方世話人廿八人へ問屋名号一幅づゝ、警

固の衆九人へ御守一幅づゝ、御目附老人と御作事小頭
老人へ御守一幅づゝ、

十六日 曇天 「九日市御立」
九日市西光寺御出立七ツ時、「ハツ時の御立也、後來御心得可有之の事也、」常任町中程迄御見送に出

る、豊岡町役人何れも御見送、九日市役人同断、西光
檀中御見送、豊岡より御先弘竹田迄兩人御見送何れも

へ御名号、

(三) 「西村家文書」 出石町・西村平八郎氏藏

享保十六年亥四月九日に出石へ御越被成候に廿一日に
送り、

遊行上人様覚書 大庄屋 伊豆村九郎右衛門
一御殿 荒流にて伊豆村より出す、 伊豆村船

宰領 上郷村庄ヤ 六左衛門
いづ村庄ヤ 七左衛門

人足拾老人
一屋形舟 いわしや嘉兵衛船

御召 宰領 口小野村庄ヤ 勘七
荒木村庄ヤ 六良左衛門

人足八人
一屋形舟 島村舟

御伴僧 宰領 袴坐村庄ヤ 善太夫
福居村庄ヤ □兵衛(浅カ)

人足拾式人
一屋形舟 竹野屋勘右衛門船
修領軒 宰領 尾崎村庄ヤ 小左衛門

奥小野村庄ヤ 与右衛門

人足拾人

人足八人

一 御上人様 加陽舟

一 屋形舟 河原町喜兵衛

御荷物舟三艘 同村庄ヤ 浅兵衛

洞雲院 宰領 三宅村庄ヤ 善左衛門

府市場村庄ヤ 次良左衛門

市場村庄ヤ 孫三郎

宰領 引野村庄ヤ 彦左衛門

人足八人

土淵村庄ヤ 太良左衛門

一 屋形舟 舟屋半左衛門船

祢布村庄ヤ 次良兵衛

東陽院 宰領 三ツ木村庄ヤ 久五郎

池上村庄ヤ 三良左衛門

森尾村庄ヤ 七兵衛

人足三拾人

人足八人

一 東陽院・等覚坊(庵) 伏村舟

一 屋形舟 いわしや嘉兵衛船

御荷物船壹艘 宰領 佐野村 徳左衛門

御籠僧衆 宰領 香住村庄屋 文右衛門

佐野上庄屋 六良左衛門

人足七人

人足拾人

一 御供船 佐次郎船

一 修領軒・洞雲院 野々庄舟

宰領 ハサミ村庄屋 藤二郎

御荷物船 宰領 同村庄屋 茂右衛門

松岡村庄屋 喜平次

国分寺庄ヤ 文右衛門

人足拾人

一 跡御荷物積合 堀村舟

宰領 同村庄屋 喜兵衛

久斗村庄屋 太良兵衛

人足拾人

一 用心人足三拾四人 宰領 大谷庄ヤ 小兵衛

立石庄屋 与三右衛門

道場庄ヤ 太良左衛門

一 間歩人足三拾人 いわしや嘉兵衛船

一 四月十六日 人足四人

先僧 船教拾五艘、内老艘先僧船

人足貳百人

内 百拾八人 下郷

八拾貳人 気多

宰領三拾人

内 拾五人 下郷

拾五人 気多

一 四月八日より山の中行

人足廿四人 下郷

宰領四人

一 同断

同拾五人 気多

宰領貳人

一 四月廿二日

豊岡御見送下郷大庄屋共 宮内 市良右衛門

堀村 新兵衛

子息 八郎兵衛

参候、

右の通書付御手代へ上る、

島村次良太夫様

足立幸八様

(四)〔遊行上人御通行諸日記〕〔抜書〕

竹野町・福田敏雄氏蔵

(表紙)

文化十二年亥四月

遊行上人御通行諸日記

美含郡竹野村庄屋

福田八良右衛門

文化十二年

森村庄屋 卯左衛門

亥四月

大谷村同断 彦右衛門

江野村同断 儀右衛門

私領惣代新屋敷庄ヤ 利左衛門

中谷村同断 七良右衛門

美含郡惣代

金原村庄屋

治良左衛門殿

森本村庄屋

四良右衛門殿

取替申一札の事

一 遊行上人御通行被遊候節、出石より九日村西光寺迄

御継立被成可被下候、九日村西光寺より竹野村興長

寺迄城崎郡御料私領継立可申候事、

右の節御相談申合候て談事不益無之様、御互に申合

可仕候、

城崎郡御料惣代

御朱印

一 伝馬 五拾疋

此内式疋明後廿八日先使の僧

出立の間、明六時可被相立候、

一人足

五拾人

右は遊行上人来月二日当処発駕、其日竹の浜興長寺迄被相通候間、宿々人馬并川渡等無遅滞の様、支度可有之候、以上

遊行上人役者

五月廿六日

修領軒

從但州九日市 同州竹の浜迄

宿々村々

問屋中

名主中

廿九日七ツ時

一 急用状

老通

右は遊行上人内御役僧興徳院迄急用申越候に付、則此飛脚(長四郎 義平)九日市村迄遣し申候、御用の訳けは相知れ不申候へ共、後にて承り候へば御先使御出被成候より上人様の御座敷へしめ(注連)を御はり被成候に、其

しめを御切り被成候節、さすがの(柄か)姿がをれ申候て、

是ふしぎと思候て左の通り九日市村へ急御状参り候、

然る所六月朔日朝六ツ時に大庄屋所より急飛脚参り

候は遊行上人様五月廿九日四ツ時九日市村において

御死去被遊候と御先使へ修領軒より御状参り候、則、

直に興長寺へ参り右の御状御先使文峰軒様へ差上申

候、直に私共は罷り戻り申候所、割元庄屋、奥須井

村庄ヤ与七郎・金原村治良左衛門・林村仁左衛門、

メ三人私し宿にて大きに力をおとし残多奉存候、弥

々朔日朝に相成候へば村中もの大きに驚、扱て残

多く事被存候、

(五) 「鳥井家公私之日録」 〈抜書〉

寛政六年

六月

一日（以降）

一 遊行上人様御出被為候に付、御先僧六月朔日出石より送参、御著被成、即宿坊は下町宮津屋三郎右衛門宅にて候事、

一 上人様御儀、当六日に石表より送り参候、尤、御出家方三十九人・御仲間様八人、都合五拾七人の由に候、尤、光行寺へ御著被成候事、

一 修領軒御宿坊乗福寺、但し桂光院兼る、

一 興徳院御宿坊徳証寺・東陽院御宿坊真光寺・洞雲院御宿坊中町中瀬屋五郎衛門、尤、西楽寺は普請後に造作不相濟候故、五郎衛門に被仰付候、九日西光寺も右同様にて西光寺和尚御足輕兩人越前国迄光行寺宿の儀願に被参候様承り候、

一 当所日和統能賑々敷参詣にて御一同御悦の由にて御出家分御仲間等に至迄甚穩に候也、

一 当□□御宝物開帳御名主中一同并光行寺且頭より段

段願に候へ共、何れの国にても古例無之事の由に付、御先僧の御取成にて御虫干の心にて於西楽寺に一日御座候、甚珍敷儀の趣に取沙汰致申候、皆々拝見に参候、

一 右上人様御儀、十二日に竹野浜へ御送り申候事、

一 御使僧有之候時、当役所御役人御出張被成、御請の宿は中町綿屋勘左衛門・同伊福屋次右衛門・宵田町丹後屋庄三郎にて候事、

一 先例の由にて御願申者大庄屋御名号斗也、（ほかり）五町名主へは御守の御名号并に御歌被下置、即親父様も頂領被成申候、

文化十二年

三月

廿七日

一 当夏遊行上人御回来に付、御宿寺九日市西光寺為御見分御奉行所・御普請奉行所・御郡方御下役并に小

頭殿小奉行中御杖突等に至迄被召連御出被成候に付、

拙者も(町内主月番)行司番故、出張可致旨被仰附候故参候、尤、

昼九ツ半時より御出、夜五ツ前御歸り被成候、

四月

六日

一 当年遊行上人御廻来御宿坊九日市西光寺修覆料とし

て京歌舞伎名代ニツ御免にて三月十日初日にて今日

迄晴天廿三日堀川にて興行致、賑々敷有之候、珍敷

天氣続にて先月十日より今日迄の間に雨天にて一日

休、御停止にて二日、都合三日の休のみに有之候、

六月 行司名主村尾市左衛門

一 遊行上人御回来に付、町方火の用心并に御発駕の節

掃除等の御触五月廿四日廻文有之、御触帳に写有り、

朔日

一 御奉行所より御触に付、下町由理氏(利)より十町へ御書

附相廻候趣左の通、

行司名主

遊行上人入寂被致候へ共、僧中逗留の内是迄の通

相心得可申候、火の本等入念に可申付候者也、

六月朔日

右の趣与頭へ申付候、

(記載願マゴ)五月廿一日朝四ツ時、御先使僧御宿寺西光寺に御著、

臥竜軒 知全様 修領軒様御宿 要 吉

陽室前 玄仰様廿二日御宿坊御見分にて 洞雲院様御宿 与右衛門

御家来 新八殿四軒に定る 興徳院様御宿 源左衛門

メ三人 廿三日御注連切 東陽院様御宿 善右衛門

『六月十日上一具・和紙一束宛、修領軒様・興徳

院様より九十郎・市左衛門・忠左衛門三人へ被下』

同廿五日朝四ツ時、

遊行上人様御著、御人数上下凡六拾人、

同日昼より廿七日晚迄御化益、同暮頃より御発病、

同廿九日九ツ時前御遷化、

近世

六月朔日七ツ時御仮葬、暮過御火葬、

遊行五十五世他阿上人一空大和尚御歳六十八、出羽國の御産

御遷化より昼夜不断常念仏、但し僧方五六人宛

代る也、

『但、一七日の間』

六月四日御齋被下候、十町名主其外出役の者、

ノ五十六人

同五日右同断、

『銀式貫目為御香花料西光寺へ遊行寺かし御寄附、尤

当御役所へ御預り為利足毎年米三石宛西光

寺へ渡る筈』

『金拾五兩京極藩当御上より西光寺へ御寄附、但

し御用に御預りにて、為利足毎年西光寺へ

米一石五斗御渡の事、都合利足米四石五斗

宛毎年寺納』

医師方并小頭殿始番所役人中に至、（下）都て出張の小

役人中・西光寺旦那・両大庄屋・上ノ丁庄屋年寄（町）

五拾式人、

御石碑御建立、石工請負金拾兩老歩に銀百目、

但し九十郎・市左衛門・忠左衛門三人へ御頼に

付、世話方受込、

六月十六日西光寺御出立、

六月

廿二日

一遊行上人御回来に付、諸入用十町割致、月番より廻

り候、

覚

一三百六拾匁四分九厘 入用高

内式百三拾匁四分老厘 御用御払可有の分

残て百廿九匁八厘 十町請

内拾老匁六分式厘 九歩 竹屋町

拾匁三分五厘 八歩 小尾崎町

メ廿老奴九分五厘

残て百七匁三分三厘 残り八町割

老町分拾三匁三分九厘づゝ兩町分出銅致す、

十月

廿四日

一 昼より由利九十郎・村尾市左衛門・拙者三人同道、

九日市西光寺へ遊行上人御墓へ参詣致候、

文政八年

五月

十一日 大雨

一 遊行上人(五十六世傾心上人)当月廿日頃九日市西光寺へ御廻来の趣、兼

て去る二月御先触来居候に付、從御奉行処右御執扱

方昨日被仰出、今日同役月番起会、申談候、

十八日 雨天

一 遊行上人近々御回来に付、今朝月番今井氏同伴致、

九日市へ参、大庄屋堀江与右衛門方へ立寄、何角申

談、夫より西光寺へ参、和尚と咄合致、昼過帰候、

尤、由利氏不快・村尾氏忌中故、兩人不在也、此一

件別に年日記有之故略す、

廿三日 天氣宜

一 近々遊行上人御回来に付、昨昼より兩組庄屋一統出

会有之、年寄善右衛門を名代に差出し、人足割当候、

右の通

本坊詰十八挺の内

一 駕籠 四挺、人足 貳拾人、間の夫共

宰領庄屋、人足老人、宰領小遣

メ貳拾貳人 永井町より

廿四日 同断

一 遊行上人様御先役僧臥竜軒長嶽様・御伴僧徳宣房春

円様・仲間又助殿都合三人、今朝出石より九日市西

光寺へ四ツ時前御著、御注連中下宿坊御見分、何角

世近

御取調被成、八ツ時過、竹野浜へ御出被成候、尤、

当所は十一年前、御先師御化益相濟居候分にて西光

寺へは一宿、来廿七日御逗留にて御墓参(五十五世一空上人墓)と相聞候、

廿六日 同断

一 昼より同役同伴、西光寺へ参、暮時帰る、

一 遊行上人御廻来に付、御奉行所より十町へ御触の趣、

御触帳に写置、尤、(久保寺)両町共触候、

廿七日 同断

一 遊行上人様八ツ時頃、西光寺へ御著、御化益御礼の

切に被下、参詣群集致す、

廿八日 同断

一 上人様朝五ツ時過、西光寺御発立被遊、在方より竹

野浜興長寺迄送り付申候、

廿九日 同断、昼少しバラく雨

一朝より月番に十町起会、遊行上人入用并人足米取調

致、戌の刻開席、

六月

六日 天氣宜

一 今朝四ツ時御奉行所へ十町名主惣代にて被召候に付、

三郎右衛門・忠左衛門・茂右衛門・伝兵衛罷出候処、

遊行上人御回来に付、前方より取調万端出精(とりはらひ)に執斗

候旨、御賞美の御沙汰有之候、

廿一日 昼過夕立

一 大庄屋より遊行上人入用割左の通申来候、

一 九拾貳匁壹分九厘

内三拾貳匁

貳匁

三拾四匁

残り五拾八匁壹分九厘

廿七日 天氣宜

一 遊行上人御廻来に付、諸入用十町受左の通、

一 六拾三匁四分貳厘

七月十日限
三木屋渡し

内四匁九分壹厘 八当 小尾崎町

五匁五分三厘 九当 竹屋町

残り五拾匁九分五厘

八町に割六匁三分七厘、つづつ両町より拾二匁七

分四厘出銅致す、

七月

朔日 雨天

一年寄善右衛門と起会、遊行上人入用割合致候、高巻

石に付、三分壹厘式毛当る、

(六) 「由利家公私之日記」 〈抜書〉

文化十二年

五月

二日

一 今日、遊行一件に付、同役起会、夜に入開席、

天気

八日

一 遊行上人一件に付、同役起会致し候、夜に入開席、

天気、尤曇

十二日

一 十町起会、遊行様一件取調、町中の物十五人世話人

呼出申出候、

天気

十四日

一 三木屋彦左衛門宅にて大庄屋へ掛合罷出候、遊行上

人様御荷物受取方一件、

天気、暑強御座候、

十八日

一 遊行一件、行司番にて大に多用、困入候、

天気

廿日

一 遊行入用方取調にかゝり申候、

天気

廿一日

一 今日、遊行上人様御先使九日村西光寺へ御著有之の

旨、先触九日庄屋与右衛門来候に付、十町の名主西

光寺へ今朝より出張す、

天気

廿二日

一 我等、行司番にて日々西光寺へ出張也、

天気

廿三日

一同断、委細遊行帳に記有之候、

天気

廿四日記

一 今朝より罷越し夜に入片付兼、西光寺へ止宿す、

天気

廿五日

一 四ツ前より追々御著被遊候、委月帳有之候、西光寺に詰切、

天気、大仕合也、

廿七日

一 今朝より西光寺へ罷越、夜に入、勝妙寺へ止宿候、

尤、同役三人共泊り申候、

一 今朝より上人様御病氣にて御引籠被遊候、

曇、晚より雨

廿八日

一 上人様追々御病氣、取纏御大切の御様子に相聞候、

大に心配致候、今夕も止宿致候、

天気

廿九日

一 遊行上人様、御病氣追々差重り昼九ツ過御遷化被成

候、一統当惑難申尽候、同役中今夕も勝妙寺へ止宿

す、委細月帳に記す、

天氣

六月

朔日

一 今日晩方、御灰葬有之候、我等も御供仕候、

一 今夕は粗相片付候故、私宅へ罷帰り申候、

曇天

四日

一 今日十町名主並町方世話人一統都合五十六人、西光

寺遊行上人御役僧より被召寄、一統罷越、預御馳走

申候、夜に入、帰宅す、

天氣

五日

一 晩方より西光寺へ罷越一宿す、勝妙寺へ止宿候、

雨天

六日

一 晩方、西光寺より帰り申候、夕方より月番へ起会有

之、夜に入帰候、

曇天、冷氣

十一日

一 遊行上人御役僧より同役三人へ此度諸事世話に罷成

候為、御挨拶、麻上下一具、小杉(杉原紙)一束つつ被下候旨、

村尾氏より披露有之候、

雨天

十三日

一 今朝快御座候て西光寺へ出勤致し候、今夕は勝妙寺

へ止宿、

天氣

十四日

一 今日も西光寺へ相詰申候、土用に入り申候、

天氣

十五日

一 西光寺へ相詰罷在候、止宿す、

世 天氣

近 十六日

一 今朝、遊行上人様御役僧、曉六ツ時御発立、御見送

申上候、是より跡取片付、七ツ前に帰宅、此度不存

寄変義有之、遊行様御役僧中長々御滞留の所、無滞

御発立被遊、大安心いたし候、委細は遊行記録に記

候故、甚繁多に有之候、手控（つむし）は委記不申候、

天氣

十八日

一 今朝より月番へ起会罷越候、遊行様一件、

一 今四ツ時、御奉行所より此度遊行上人廻来骨折の趣、

御意被仰付、其上臨時の御遷化取計方骨折の旨を以、

御酒料として鳥目五十疋被差遣候、尤、同役三人へ

被成下候、

天氣、暑至て強御座候、

廿日

一月番へ起会罷出候、遊行上人一件、

天氣、昼より雨天

七月

二日

一 今朝、西光寺へ墓所見分に罷越候、尤、同役三人罷

越、七ツ過に帰り申候、

天氣、暑強

十月

六日

一 遊行上人様御役僧文峰軒様、夜に入御尋被下、御酒

一 献進申候、吸物と湯素麵出申候、

廿四日

一 昼より九日市西光寺（空上人墓）へ御廟参りいたし申候、村尾

氏・鳥井氏同伴、昏時に帰り申候、

文政八年

五月

廿四日

一 今日、西光寺へ罷出申候、遊行上人御来廻に付、取調罷出候、先に僧相見候、直に高野浜興長寺へ御越(竹)被成下候、臥竜軒様長嶽和尚と申す事に候、

天気

廿五日

一 町方より借り物川舟にて積送り申候、我等は月番へ終日罷出居申候、粗相調申候、夜四ツ過帰宅す、

天気

廿六日

一 西光寺へ罷出申候、昏に帰宅す、何ケ用意粗片付申候、(かど)
天気

廿七日

一 朝六ツ時、西光寺へ罷越し候、五ツ半時、先僧御入院、我等次上下にて門前へ出迎申候、自是、万事御(継)

見分相濟、少安堵、上人様は四ツ頃(以下、空白)、

一 八ツ少過、遊行上人様御著、五丁名主は麻上下・帯(町)

刀にて町先き門前へ御出迎申候、自是、追々先格に随ひ御引合いたし候、御上より被下候御料理差上申候、出家惣人数廿八人・中間衆十一人御著、直に茶

漬飯・したし・香物にて差出申候、昏時に料理出申

候、御化益都合三度被仰付候、参詣存外多、大に群衆いたし申候、此度は夜具等御頼被仰出、昨日取集置申候、

一 我等始世話人中勝手詰並給仕人の分、勝妙寺へ止宿

いたし申候、朝は七ツの御立と被仰出候、万事先格通、御守等被仰付候、先々無故障、今夕は相濟申候、八ツ時休申候、

上天気

廿八日

一朝七ツ過、勝妙寺より西光寺へ同役其外一同罷越候

世 て料理方追々手配申付候、

近 一 在方より夜中人足追々罷出申候、都て人数七百八斗

と相聞へ申候、

一 今朝、御用人様・御普請方様とも御守頂戴被成候、

御礼御勤被成候、

一 五ッ過に御膳追々差出、四ッ前御発駕被為在候、五

丁名主中は小田井町橋詰へ少早く罷出、御見立申上

候、月番より御挨拶被申上候、我等も同様申上候、

御受被仰出候、

一 昼より西光寺へ罷越、借り物取調、川舟にて積下げ

申候、端町名主中は昨日より詰切に御座候、我等も

八ッ過罷帰り申候、

一 出石長良小兵衛殿・才助殿、相見へ居申候、尤、御

用向と相聞へ申候、高野浜へ被参候由、遊行上人様

に付少間違出来と相聞申候、

(七) 「猪子日記」 〔抜書〕兵庫県史編集室蔵

文化十二年

五月

十六日

一 遊行上人逗留中、九日村出火の節は例の御役人町方

被通心得候様申渡候、

廿九日

一 遊行上人より御札御守等拜授御礼、西行寺へ(坂本)弥三左

衛門方出張、

一 遊行上人御病氣且遷化の事、

六月

五日

一 遊行上人墓所建候に付、茶湯料三十両御用へ御預り

役僧より相願、永代少々つつ利足米被下候様願、

上天気

七月

二十五日

一 西光寺へ

遊行上人遷化に付、詞堂金十五兩御寄捐、尤、御用へ預置、年々老石五斗、つ被下候事、

(参考)

(1) 「塩尻七」 相州藤沢清浄光寺座次列座の次第

俗に遊行寺と云

六寮 一寮 二ノ寮 三ノ寮 一留守居 二ノ留守居

三ノ留守居

六留守居 引手屋 箸屋 楊枝屋 編手屋 軸屋

簡屋

如此其名雅ならず、四十二世尊住上人、正其座次号

改む、

四院 興徳院 洞雲院 東陽院 (マ)桂光院

二庵 常住庵 等覚庵

五軒 文峰軒 臥龍軒 万生軒 慈照軒 修嶺軒

十室 行室 岩室 学室 了室 伝室 蓮室 聞室

安室 溪室 純室

○「塩尻」は天野信景著。十八世紀初頭ころ刊行か。

(2) 近世遊行上人回来表

(次ページ)

4 おかげ参り

「鳥井家公私之日録」 〈抜書〉

「由利家公私之日記」 〈抜書〉

○前二史料を同年月日ごとに対照して並べた(○印＝鳥井、△印＝由利)。

宝暦五年

五月

○(文化十年六月二十七日写)

近世遊行上人回来表

年 度	上人名 (年 齢)	先 遊 地	入 豊 日	出 豊 日	出立先	宿 坊	備 考
元禄12 (1699)	46世尊証	出 石	9 月	—	—	光妙寺	
正徳 4 (1714)	49世一法	”	6月23日	6月29日	竹 野	光行寺	
享保16 (1731)	50世快存 (60)	”	4月21日	5月 2 日	”	来迎寺	送迎人足3郡で1600人
延享 2 (1745)	51世賦存 (64)	”	7月25日	8月 3 日	”	光行寺	”
宝暦 9 (1759)	52世一海 (71)	出石→竹野	11月13日	11月16日	竹 田	西光寺	出石から竹野への途中、湯島で湯 治
安永 2 (1773)	53世尊如 (61)	出 石	4月—	4月—	竹 野	”	送迎人足3郡で1400人
寛政 6 (1794)	54世尊祐 (60)	”	6月 6 日	6月12日	”	”	同上 1000人 豊岡領と城崎郡で531人
文化12 (1815)	55世一空 (68)	”	5月25日	×	(”)	(”)	5月29日宿坊で病死
文政 8 (1825)	56世傾心 (67)	”	5月27日	5月28日	”	”	

○天保以降と推定される年の6月下旬に遊行上人一念が藩庁あて回来を予告しているが、当地での受入れの記録はない。
○豊岡市史上巻の回来表は当時の不完全な史料によって作成したため誤りが多く、ここに前出史料等によって訂正したものを掲げた。